N 国道337号 札一3 -8 ^E道機等自動車道 札一2 札—4 栄 札一1 北海道維護星動車道 凡 例 現市街化区域 札 区域区分を 変更する区域 部分については地形地物 による変更を行う区域 札一9 札一6

変更素案などが公示 10月24日金に公聴会を開催 区域の

> 計画(素案)が、 公示されました。 北広島市、 一部)についての二つの都市 札幌圏 石狩市、 (札幌市、 北海道から 小樽市の江別市、

図りつつ、広域的な見地から 発及び保全の方針」は、 道が市町村のマスタープラン 定めるプランです。 (右ページ参照) との整合を 「都市計画区域の整備、 北海 開

> す。 序な市街化を防止するととも区域の区分の変更」は、無秩 めの根幹的な計画。札幌市分 の変更案は、 「市街化区域と市街化調整 計画的な市街化を図るた 左記の通りで

www.pref.hokkaido.jp/じゅい 海道 覧になれます。 これらの素案の詳細は、 のホームページhttp:// 北

す。

西7)。

会場かでる2・7(中央区北2

日時10月24日金午後2時。

札幌市分の 変更区域の概要

札-1 新琴似南地区

-2 新川新琴似地区

あいの里南地区 -4 東苗穂北部地区

-5 小野幌地区 札

市街化区域に編入する区域は、①すでに開発許可を得ているなど、計画的な 開発が確実な6地区(札-1~6)②市街化区域に囲まれた土地で、周辺と調 和的な土地利用が確実な2地区(札-7~8)の計8地区となっています。この ほか、境界としていた地形地物の変更に伴い、境界線を変更する1地区(札一9)

が含まれています。 今回、今後の開発を予定する特定保留区域はありません。また、市街化調整 区域の原野などを、そのままの状態で市街化区域にするところはありません。

公聴会を開催

ができる公聴会を開催しま 月末に成案を策定する予定で を基に審議を重ねて、来年三 す。道では、 素案への意見を述べること 公聴会での意見

8588中央区北3西6)へ送付。道建設部都市計画課(〒660-住所、氏名を記入したものを 10月17日金(必着)までに北海 申込意見の要旨とその理由 順に受け付け。 ※公聴会の傍聴は、 詳細」市都市計画課(211) 当日先着 画

-6 真駒内南地区

-7 真駒内本町地区

-8 ほしみ駅北口地区

-9 清田配水池隣接地区

2506か北海道都市計 231 1内線29-817 15